

成田都市計画地区計画の決定（栄町決定）

都市計画布鎌中学校跡地地区地区計画を次のとおり決定する。

名 称	布鎌中学校跡地地区地区計画		
位 置	印旛郡栄町請方字上請方の一部の区域		
面 積	約0.8ha		
地 区 計 画 の 目 標	<p>本地区は、市街化調整区域内にありJR成田線小林駅の北約3.5kmに位置し、国道356号線バイパスが東西に整備され、当該学校は昭和33年の町村合併により廃校となった布鎌中学校の跡地である。現在まで地元少年野球やゲートボールなどに使用され、近年ではNPOによるサッカーや野球教室などに利用してきた。</p> <p>このたび、学校跡地を地域の核として有効活用し、本地区において地域振興に寄与する適切な土地利用を誘導することを目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全の方針	土 地 利 用 の 方 針	<p>本地区は、既存集落の居住人口減少で高齢化や少子化が進んでいることを踏まえ、かつては地区の中心的位置であったところに地域振興としての活性化を促すところとしては適正な場所であり、既存小学校とも運動等を通じ連携できる距離であることも大きな要因のため、民間活力の導入により地域コミュニティの醸成と健康増進に資する土地利用を誘導する。</p>	
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関し運動施設としてクラブハウスの要素を取り入れた中に知力・体力の向上を図り、なおかつ交流の場として地域に開放した施設とする。</p>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。ただし、町長が公益上特に必要と認めた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツの体験、練習、トレーニング、試合のための施設及び観覧場所 2. 施設の管理の事務所その他これに類するもの 3. 合宿など宿泊を伴う施設 4. 飲食店 5. 地域の交流に資する体験学習、展示、販売を行う施設 6. 前各号の建築物に附属するもの
		建 築 物 等 の 容 積 率 の 最 高 限 度	200%
		建 築 物 等 の 建 ぺ い 率 の 最 高 限 度	60%
		建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	1000㎡
		建 築 物 等 の 高 さ の 最 高 限 度	10m。 ただし、運動場周辺に設置する防球ネットその他これに類するものは除く。
		建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	地区内に設置する屋外広告物は、自己の用に供するものに限定する。
		かき又は柵の構造の制限	<p>管理上必要最小限の範囲とし、道路沿いにさくを設置する場合は開放性のあるもので美観を損ねる恐れのないものとする。</p> <p>ただし、生け垣・樹木等の植栽、又は運動場周辺に設置する防球ネットその他これに類するものは除く。</p>

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由 当該地区に地区計画を導入することで、布鎌中学校の跡地を有効活用し地域振興に寄与する土地利用を誘導する。